

平成29年度
介護保険地域密着型サービス事業所集団指導

H30.3.26

資料4

要配慮者利用施設における避難確保計画 の作成及び訓練の実施の徹底について

※浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施**が義務となりました。

避難確保計画の作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

→ 町では、平成30年度以降、「地域防災計画」を見直す予定であり、計画策定後、
対象施設に通知します。

南部町 健康福祉課 介護保険班

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成及び 訓練の実施の徹底について

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

- ・平成28年8月の台風10号による被害を踏まえ策定
- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」施行



要配慮者利用施設の
避難体制の強化を図るため

『水防法』及び『土砂災害防止法』

平成29年6月19日改正

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

<要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト①>

【水害関係】

- ・掲載場所：国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「防災」
 - 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」
 - 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL :

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
※今後国土交通省HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

・掲載内容：

- 水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き
- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊
- 避難確保計画のひな形
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

2

<要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト②>

【土砂災害関係】

- ・掲載場所：国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「砂防」
 - 「土砂災害防止法が改正されます」
- URL : http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

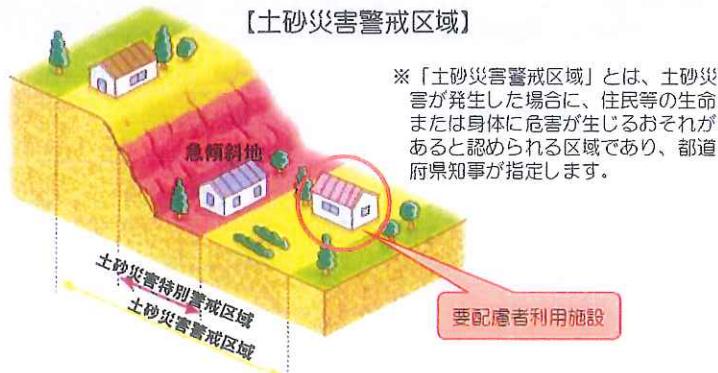
・掲載内容：

- 土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
- 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き
(手引き、作成例、チェックリスト)
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

3



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えれば

- | | |
|---|---|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 |
|---|---|

- | | | |
|---|--|---|
| <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・義務教育学校 ・小学校 ・高等学校 ・中学校 ・中等教育学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・高等課程を置くもの | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |
|---|--|---|

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

(参照元：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット」(平成29年6月作成))

4

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛隊組織の業務 (※水防法に基づき自衛隊組織を置く場合)
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認ができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



5

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。



6

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



●災害発生時等における社会福祉施設等の緊急連絡先等の提供について

平成29年5月に以下のとおり入居・通所系事業所に対して依頼し、提供いただいた社会福祉施設等の緊急連絡先等について、変更等があれば、同様式を活用の上、改めてご提供をお願いいたします。

(平成29年5月8日付け青高保第272号 依頼文書 添付様式)

8